

執筆担当：伊藤太一

はじめに

イエローストンが世界最初の国立公園と言われる。だが、一八七二年のイエローストン公園設置法にも一九一六年の国立公園局設置法にも目的は記されているが、定義がない。さらに、同法を参考にした日本の国立公園法においても、解説書に同様な目的が記されているに留まる。一九五六年の自然公園法になって「わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地」という定義が示される。では国際的にはどのようなになっているのだろうか？

国立公園の国際的定義

IUCNは、一九四八年の設立当初から名称委員会を設置し、一

九六二年の第一回世界国立公園会議での議論を経て、一九六九年の第一〇回総会で国立公園（コラム1）を定義した。

A National Park is a relatively large area 1) where one or several ecosystems are not materially altered by human exploitation and occupation, where plant and animal species, geomorphological sites and habitats are of special scientific, educative and recreative interest or which contains a natural landscape of great beauty and 2) where the highest competent authority of the country has taken steps to prevent or to eliminate as soon as possible exploitation or occupation in the whole area and to enforce effectively the respect of ecological, geomorphological or aesthetic features which have led to its establishment and 3) where visitors are allowed to enter, under special conditions, for inspirational, educative, cultural and recreative purposes.

コラム1：1969年の国立公園の定義

この総会には国立公園協会と日本自然保護協会、生物科学教育協会から一〇名が参加し、千家（一九七〇a、b）が概要を報告している。

国立公園の定義に関する総会議案第一号は国立公園委員会におけるアロア委員長の説明後三日間の議論を経て修正されたが、英国とオーストラリア、カナダ、インドから異論が出て、賛成三五、反対三、棄権二で全会一致とはならなかった。

国際的定義の課題

英国が反対した理由は、一九四五年のダワー報告書で「比較的自らの残るカントリーサイドの美しい広大な地域で、適切な国の決定と行動によって国民に資する地域」として国立公園が定義され（親泊二〇一〇）、一九四九年の国立公園カントリーサイドアクセス法制定後、人為の加わった一〇カ所が指定されていたからである。すなわち、定義(一)の「人間による開発や居住のない生態系」という条件を満たせないからである。

英国と同様、日本の国立公園も農林地や居住地を多く含んでいるが、日本の三組織の代表は反対しなかった。それはアロア委員長が磐梯朝日国立公園を事例として、「区域内に、集落、農耕地、森林

伐採、硫黄鉱山、水力ダム等を含んでおり、最初はリストに含まれていなかった。しかし、一万七、一三九haの地域は特別保護地区として保護されている。そのため国立公園として、リストに入れられた（千家訳）」と説明したからである。

定義(二)の「公園内における開発や居住の阻止あるいは排除」には定義(一)より深刻な問題がある。日本では特別地域でも開発や居住はそれほど規制されなかったが、世界各地で土地所有概念のない先住民が国立公園化によってその居住地から追われるという事態が生じている（Boyle二〇〇九）。米国では、一九三〇年代にバージニア州が開拓民の所有する三、〇〇〇カ所の土地を購入・強制収用して連邦政府に寄付し、一九三五年にシェナンドア国立公園が設立された。その後公民権運動の影響もあり、一九七四年にはフロリダ州のエバングレーズ国立公園の北側に隣接した私有地を連邦政府が購入してビッグ・サイプレス「国立プリザープ」として、先住民族を含む地域住民の狩猟採集活動を認めた。特にアラスカの国立公園に接して多くの「国立プリザープ」

が設定されている。一方で、独立後のアフリカでは多くの先住民族が国立公園から排除されるような事態が生じた。すなわち、IUCNの定義がこのような事態をもたらしたのである。

この定義から四〇年近く経た保護地域管理ガイドライン(Dudley, 二〇〇八)において、IUCNは「国立公園」という表現を民間人に自らの所有地を放棄させる方法として用いてはならない」と否定している(コラム2)。

定義(三)の「特別な条件で、ビジターは入園を許される」というのも違和感を抱かせる。このような空間は、今日のIUCN保護地域管理カテゴリIaの厳正保護地域に適用すべき考え方であり、「公園」に対して適用すべきではない。また、公園においてはレクリエーションが定義の最初に言及されるべきであろう。

総会の一号議案を作成した国立公園委員会の委員も、総会で議案に賛成した日本の代表を含む出席者も独立したばかりのアフリカの国々で国立公園が住民を排除する状況をもたらすことになると思像していないのだろうか。

国立公園の定義と保護地域管理カテゴリ

一九七八年に保護地域管理カテゴリが導入された際には国立公園はIIと同等とされたが、一九八二年に国連のリストにこの保護地域管理カテゴリが表示された際には、日本の国立公園はIIとVに分かれる。一九九〇年になって本誌でそれをめぐって議論される。

なお、二〇〇八年のガイドライン(コラム2)では国立公園は「カテゴリIIに対応したものでなく、すべてのカテゴリに存在する」、「管理アプローチとは独立したものである」、「すべてのカテゴリ

ゴリには優劣がない」と記しているが、IUCN自体が国立公園とそれ以外という表現を使っており、国立公園を特別視する慣習を払拭するのは容易ではない。

おわりに

IUCNは一九六九年の国立公園の定義を修正する代わりに、保護地域管理カテゴリの導入によって対応しているが、保護地域管理カテゴリ自体も一九七八年の導入以来何度も変更されており、多くの課題を抱えている。

例えば、最初に国立公園を設置した米国の場合、二〇一八年末において六一カ所の国立公園があるが、三九カ所が保護地域管理カテゴリII、海域を主体として一四カ所がVで、Ibと重複する個所も多い。

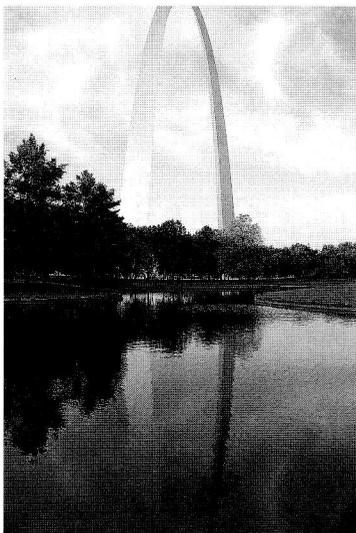
ホット・スプリングス国立公園のように掲載されていないところもある。最近のゲートウェイ・アーチ国立公園も、ジェファーソン大統領による

ルイス・クラーク探検隊派遣を記念するものであり、保護地域管理カテゴリに入ることはなからう。

文献

- (一)Bowie, M.(2009) Conservation Refuges. The MIT Press.
- (二)Dudley, N. ed.(2008) Guidelines for Applying Protected Area Management Categories. IUCN.
- (三)IUCN(1970) 10th General Assembly. New Delhi. 4 November - 1 December 1969. Volume II. Proceedings and Summary of Business.
- (四)親泊素子(二〇一〇)日本と英国の国立公園のルーツを探る。江戸川大学紀要「情報と社会」、二〇：二九一-二九九。
- (五)千家哲磨(一九七〇a)第一〇回国際自然保護連合総会(一)、国立公園、二四六：一四一-一七。
- (六)千家哲磨(一九七〇b)第一〇回国際自然保護連合総会(二)、国立公園、二四七：一八二-二一。

伊藤 太一 ● いたう たいいち
筑波大学生命環境系教授・江戸川大学
国立公園研究所客員教授。



ゲートウェイ・アーチ国立公園

Note that the name “national park” is not exclusively linked to Category II. Places called national parks exist in all the categories (and there are even some national parks that are not protected areas at all). The name is used here because it is descriptive of Category II protected areas in many countries. The fact that an area is called a national park is independent of its management approach. In particular, the term “national park” should never be used as a way of dispossessing people of their land.

コラム2：2008年のガイドラインにおける国立公園